

燃料電池タクシー導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 燃料電池タクシー導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、旅客運送事業者、自動車リース事業者等（以下「補助対象事業者」という。）による燃料電池タクシーの導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、燃料電池タクシーの普及及び水素利用の拡大に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅客運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として知事が認定した者をいう。
- (5) 「燃料電池タクシー」（以下「FC タクシー」という。）とは、燃料電池自動車乗用車のうち、当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている自動車であり、不特定多数の旅客を対象に行う一般乗合旅客自動車運送事業もしくは一般乗用旅客自動車運送事業で使用する自動車をいう。
- (6) 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (7) 「乗用車」とは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が乗用と記載されているものであって、乗車定員が 10 人以下の自動車（乗用車を通常車両とする特種用途自動車を含む。）をいう。ただし、二輪の小型自動車を除く。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第 4 条 この補助金の補助対象事業者は、FC タクシーを導入する旅客運送事業者（国又は地方公共団体が出資する団体を除く。）及び自動車リース事業者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 この補助金の補助対象事業は、FC タクシーであって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（中古の輸入車の初度登録を除く。）（以下「新車」という。）を導入する事業とする。

4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補

助金の額は、別表によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 知事は、前条の規定により申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定を行い、速やかに交付申請者に交付決定及び額の確定通知書(様式第2)を送付するものとする。

2 知事は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める事業者であることが判明した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び遅延利息)

第7条 補助金の交付を受けた者は、前条第2項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

5 第1項及び第3項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(交付申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、FCタクシー導入促進費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13に定める実績報告は、第5条に定める交付申請をもって代えるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注

意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象事業者に対し、導入したFCタクシーの自動車検査証記録事項の写しの提出を求めることができる。
- 3 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、3年とする。
- 4 補助対象事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4）を知事に提出し、財産処分承認通知書（様式第5）により承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

（補助事業の経理等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産等の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（知事による調査）

- 第12条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者に対して調査等を行うことができる。
- 2 申請者は、知事が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項に規定する調査等は補助金の振込みの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

（個人情報に関する事項）

- 第14条 知事が事務の執行にあたり補助対象事業者から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）に使用する。
- 2 知事は、他の補助金に対する重複申請の調査のために、取得した個人情報を国（国の補助事業の執行業務を担う団体を含む。）及び市町村に提供することがある。

（雑則）

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象車種	補助対象経費	補助率	補助金の額
FC タクシー	車両本体価格	—	3,500 千円

備 考

- 1 補助金の額は、当該補助対象事業に係る車両本体価格から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。

愛知県知事殿

年度燃料電池タクシー導入促進費補助金交付申請書
兼実績報告書兼請求書

年度燃料電池タクシー導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、この申請をもって、補助事業の実績報告及び請求とします。

記

1 導入する燃料電池タクシー (新車) 別紙 のとおり

2 補助金交付申請・実績報告・請求額

金 円

3 誓約事項

- 申請者 (登録形態がリースの場合は借受人を含む。) は、交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号に定める事業者該当しないことを誓約します。
- 不特定多数の旅客を対象に行う旅客運送事業で使用することを誓約します。
- その他、交付要綱の内容を遵守することを誓約します。

4 申請者情報

フリガナ			
名称			
住所又は所在地	〒		
代表者	役職		フリガナ
			氏名
郵便物の希望送付先	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ		
	〒		
担当者情報	担当者名		
	電話番号		
	メールアドレス		

※この申請書について詳細の分かる方の情報を記入してください。

5 振込先口座

金融機関 コード					金融機関 名称	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合														
支店コード					支店名称	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所														
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																			
口座番号																				
口座名義 (カナ)																				

6 添付書類

- ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類
 (登記簿謄本等 (原本)。個人の場合にあっては住民票の写し (原本) 及び確定申告書 (写))
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し (事業証明書でも可)
- ウ 自動車検査証記録事項 (写)
- エ 車両代金請求書 (自動車販売店からの請求書等車両本体価格が分かるもの) (写)
- オ 支払を証する書類 (領収証等) (写)
- カ 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書 (写)
- キ 登録形態がリースの場合、貸与料金の算定根拠明細書、借受人の登記簿謄本等 (原本) 及び自動車賃貸契約書 (写)

様式第1（第5条関係及び第8条関係）別紙

事業報告書

1 導入した燃料電池タクシー

自動車の種別	燃料	<input type="checkbox"/> 燃料電池		
	用途	<input type="checkbox"/> 乗用車		
自動車の車名及び型式	車名・ グレード		型式	
営業用・自家用の別	<input type="checkbox"/> 営業用（いわゆる「緑ナンバー」） ※いわゆる「白ナンバー」は事業対象外			
登録形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 所有権留保 <input type="checkbox"/> リース			

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	年 月 日
--------	-----------------

3 国等からの補助

国の補助金 ^㉑	補助額： 円／台（省庁： ）
国以外の補助金（市町村等） ^㉒	補助額： 円／台（団体名： ）

4 県補助金の充当予定額（交付申請額）

（税抜）

補助対象経費 ^㉓	①	円／台
補助対象経費－他団体からの補助金の額の合計（㉓－㉑－㉒）	②	円／台
補助上限額	③	3,500,000 円／台
補助金充当予定額（交付決定額） [*]		円／台
台数		台
		合計 円

※1台あたりの補助額は、②及び③の金額を比較して少ない方の金額（千円未満切り捨て）とする。

5 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

借受人の氏名又は名称	
借受人の住所	

補助対象事業者 様

愛 知 県 知 事

年度燃料電池タクシー導入促進費補助金の交付決定及び額の確定について

年 月 日付けで実績報告のあった 年度燃料電池タクシー導入促進費補助金
に係る補助対象事業の補助金について、下記のとおり決定します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

年 月 日

愛知県知事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

年度燃料電池タクシー導入促進費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度燃料電池タクシー導入促進費補助金については、下記の事項について不服があるので、同補助金の交付申請（ 年 月 日付け）を取り下げます。

記

- 1 補助金の額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

財産処分承認申請書

年度燃料電池タクシー導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

財産処分の承認について（通知）

年 月 日付けの申請については、下記のとおり承認します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分に際しての条件